

景観法届出のチェックシート

【 一般区域 】

[建築物]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否
	2・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。	有・無		適・否
	3・歴史的なまちなみ等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。 その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。	有・無	歴史的なまちなみ等 (周辺との連続性に配慮した配置) その他の区域 (道路の境界線から1m以上後退した配置)	適・否
	4・行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無		適・否
	5・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
形態及び意匠	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	2・歴史的なまちなみが残る地域やその周辺地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。	有・無	勾配屋根とした	適・否

形態及び 意匠	3・道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	4・外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ² は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	5・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	有・無		適・否
	6・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。	有・無	商業地域 (使用する位置や量等に配慮)	適・否
	7・商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。	有・無	商業地域以外の地域 (光源面積は、各立面の面積の1/5以下)	適・否
色彩	1・色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無	色彩基準に適合	適・否
	2・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	有・無	強調色は各立面の面積の1/5(1/10)以下	適・否
素材	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	有・無		適・否
	2・歴史的まちなみが残る地域やその周辺地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。	有・無		適・否
緑化	1・行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 ³ は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。	有・無	道路に面する部分の緑化 緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
	2・住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	有・無		適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは、大美和の杜展望台、松原神社、荒神の里・笠そば周辺、山田廃寺、県道多武峯見瀬線・聖林寺周辺、談山神社周辺、JR桜井線(まほろば線)、国道169号をいう。
- 2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3 緑化面積とは、桜井市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

景観法届出のチェックシート

【建築物】

【大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否
	2・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。	有・無		適・否
	3・歴史的なまちなみ等の景観が整っている地域にあっては、壁面線をそろえるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とする。	有・無	歴史的なまちなみ等 (周辺との連続性に配慮した配置)	適・否
	4・行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無		適・否
	5・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
形態及び意匠	1・歴史的まちなみや軒庇の形態など、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	有・無		適・否
	2・原則として勾配屋根とする。	有・無		適・否
	3・道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。	有・無		適・否

形態及び 意匠	4・外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ² は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	5・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	有・無		適・否
	6・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。	有・無	使用する位置や量等に配慮 光源面積は、各立面の面積の1/5以下 点滅する光源の設置は、無い	適・否
色彩	1・色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無	色彩に関する景観形成の基準に適合	適・否
	2・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	有・無	強調色1・2の合計は各立面の面積の1/5(1/10)以下 強調色2は各立面の面積の1/20以下 建築物等の中低層部で用いるよう配慮	適・否
素材	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。	有・無		適・否
緑化	1・建築物の外壁と道路との間に緑化可能な空地がある場合は、行為地の道路に面する部分のうち、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 ³ は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。	有・無	道路に面する部分の緑化 緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
	2・住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	有・無		適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは大神神社参道周辺、大美和の杜展望台、桧原神社、三輪地区周辺、長谷寺門前町周辺、興喜天満神社、本町通地区周辺、をいう。
- 2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3 緑化面積とは、桜井市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

景観法届出のチェックシート

[建築物]

【三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・三輪山、多武峰など景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。ただし、風致地区等他の規制による高さの基準が定められている場合はそれによること。	有・無		適・否
	2・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。	有・無		適・否
	3・歴史的なまちなみ等の景観が整っている地域にあっては、壁面線をそろえるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とすること。行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無	歴史的なまちなみ等 (周辺との連続性に配慮した配置)	適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
形態及び意匠	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	2・原則として勾配屋根とすること。	有・無		適・否

形態及び 意匠	3・道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	4・外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ² は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	5・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	有・無		適・否
	6・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。	有・無	使用する位置や量等に配慮 光源面積は、各立面の面積の1/5以下 点滅する光源の設置は、無い	適・否
色彩	1・色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無	色彩基準に適合	適・否
	2・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	有・無	強調色1・2の合計は各立面の面積の1/5(1/10)以下 強調色2は各立面の面積の1/20以下 建築物等の中低層部で用いるよう配慮	適・否
素材	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。	有・無		適・否
緑化	1・行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 ³ は行為地面積の3%以上とすること。 緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。	有・無	道路に面する部分の緑化 緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
	2・住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	有・無		適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは大美和の杜展望台、桧原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居・大神神社参道周辺、その他JR桜井線、国道169号、談山神社南周辺等眺望が確保できる場所をいう。
- 2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3 緑化面積とは、桜井市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

景観法届出のチェックシート

[建築物]

【広域幹線道路沿道景観地区】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否
	2・塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否
	3・歴史的なまちなみ等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。	有・無	歴史的なまちなみ等 (周辺との連続性に配慮した配置) その他の区域 (道路の境界線から1m以上後退した配置)	適・否
	4・行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。	有・無		適・否
	5・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
形態及び意匠	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	有・無		適・否

形態及び 意匠	2・塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無	勾配屋根とした	適・否
	3・道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	4・外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ² は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	5・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	有・無		適・否
	6・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。	有・無	商業地域 (使用する位置や量等に配慮) 商業地域以外の地域 (光源面積は、各立面の面積の1/5以下)	適・否
	7・国道169号及び国道169号バイパス沿道は原則として、勾配屋根とすること。その他の地区で歴史的まちなみや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。	有・無		適・否
	色彩	1・色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無	色彩基準に適合
2・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。		有・無	強調色は各立面の面積の1/5(1/10)以下	適・否
素材	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。	有・無		適・否
緑化	1・行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 ³ は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。	有・無	道路に面する部分の緑化 緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否
	2・住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・駐車場を設置する場合は可能な限り周囲を樹木等により緑化し、周辺環境との調和を図ること。	有・無		

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは国道169号、国道169号バイパス、主要地方道桜井明日香吉野線、(都)中和幹線、大美和の杜展望台、桧原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居周辺をいう。
- 2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3 緑化面積とは、桜井市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

景観法届出のチェックシート

[建築物]

【桜井駅周辺地区】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
配置、規模及び高さ	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。	有・無		適・否
	2・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。	有・無		適・否
	3・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
形態及び意匠	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	2・道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	3・外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	有・無		適・否
	4・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	有・無		適・否

形態及び 意匠	5・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。	有・無	使用する位置や量等に配慮	適・否	
	色彩	1・色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無	色彩基準に適合	適・否
		2・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	有・無	強調色は各立面の面積の1/5(1/10)以下	適・否
	素材	1・良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	有・無		適・否
2・可能な限り、本市の伝統的素材(木材等)の活用に配慮すること。		有・無		適・否	
緑化	1・行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。	有・無	道路に面する部分の緑化 緑化面積は行為地面積の3%以上確保	適・否	
	2・住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	有・無		適・否	

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは桜井駅南北駅前広場、(都)桜井駅粟殿線、(都)桜井駅メスリ塚線をいう。
- 2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3 緑化面積とは、桜井市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。